

川崎市税公告第 266 号

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号。以下「条例」という。）
第 10 条の 2 第 1 項（災害等による期限の延長）の規定に基づく平成 30 年川
崎市税公告第 233 号において、別途公告することとしている期日（地方税法
（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類
の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告
等」という。）に関する期限）については、次のとおりとします。

平成 30 年 12 月 19 日

川崎市長 福田 紀彦



	対象となる申告等の期限	指定する期日
1	給与所得に係る個人の市民税・ 県民税の特別徴収税額の納入の 期限のうち右に掲げる期日に到 来するもの	平成 30 年 9 月 10 日
		平成 30 年 10 月 10 日
		平成 30 年 11 月 12 日
		平成 30 年 12 月 10 日
		平成 31 年 1 月 10 日
2	1 の項に掲げる期限以外の申告等の期限	平成 31 年 1 月 31 日